

令和 6 年 6 月

区 営

高齢者住宅

(あき家) 入居者の募集

募集戸数 区営高齢者住宅(単身用) 1DK 4戸

※申込書は一世帯につき1通のみ有効です。2通以上の申込書を送付した際は、送付した申込書すべてが無効となります。

申込資格 (一部抜粋)

- 1 申込者本人が65歳以上の単身者であること
- 2 申込者本人が千代田区内に引き続き1年以上在住していること
- 3 所得が基準の範囲内であること。

0円 ~ 2,568,000円

※遠隔地扶養親族含む家族数により上限額は変動します。
その他資格はP 6を参照してください。

申込期間

令和 **6** 年 **6** 月 **17** 日 (月) ~ 令和 **6** 年 **6** 月 **27** 日 (木)

- ・ 申込みは郵送に限ります。
- ・ 令和 6 年 6 月 27 日 (木) までの消印があるもので令和 6 年 7 月 2 日 (火) までに届いたものに限り有効です。

問い合わせ先(申込期間中)

区営住宅募集コールセンター 【9:00 ~ 18:00】
電話 (03) 3230 - 2760 (直通)

※電話番号はお間違いのないようにお願いします。
※申込期間中は、電話がかかりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。
※区営住宅募集コールセンターは、区の受託事業者である日本不動産管理株式会社が運営しています。

■ 目次

※申込みにあたっては、次の(1)～(5)の順にしたがって、
それぞれの内容をよくお読みください。

(1) 申込資格を確認してください。

↓ 「区営高齢者住宅（単身用）」	6 ページ
↓ 「特記事項」	7 ページ
↓ 「優遇資格」	8～9 ページ

(2) 世帯の所得が定められた基準の範囲内であるか、確認してください。

↓ 「所得金額の計算方法」	11 ページ
↓ 「所得に関する書類の見方」	12～15 ページ
↓ 「所得基準」	16 ページ
↓ 「特別控除」	17 ページ

(3) 申込区分を選んでください。

↓ 「申込区分・使用料等」	18 ページ
---------------	--------

(4) 申込書を作成してください。

↓ 「申込みにあたってのご注意」	2 ページ
↓ 「申込書の書き方」	22～23 ページ
↓ 「こんなときには」	24 ページ

(5) 郵 送

申込みにあたってのご注意

- 申込書に虚偽の記載、不統一な記入がありますと**失格**になりますので、申込書の記入には、十分ご注意ください。
- 申込番号欄は、必ず記入してください（ハガキも忘れずに）。
申込番号欄に記入がない場合は**無効**になります。
- 「優遇」区分を申告された方には、当選後、調査をさせていただきます。
なお、当選後の調査で「優遇」資格に該当していないことが判明した場合は、**失格**になります。
- 申込みは、一世帯につき1通です。一世帯で重複して申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（同居親族欄に記入された場合も含む）は、すべての申込みを**無効**としますのでご注意ください。
- 申込資格がない場合は、申込みをされても**無効**になります。

募集住宅概要

区分	申込 番号	住 宅 名 (所 在 地)	間 取 り 住戸面積	使 用 料 (円/月)	共益費 (円/月)	入居者数	募集 戸数	交 通 (最寄駅) ※一般的な所要時間
区営 高齢者住宅 (単身用)	1	淡路町高齢者住宅 (神田淡路町 2-9-9) 【7・9・11階】 ※1	1 DK 34.05㎡ 【7階】	21,000 ~ 41,200	4,000	1人	1戸	地下鉄 新御茶ノ水駅 徒歩 5 分
			1 DK 33.83㎡ 【9・11階】	20,900 ~ 41,000			3戸	地下鉄 淡路町駅 徒歩 5 分

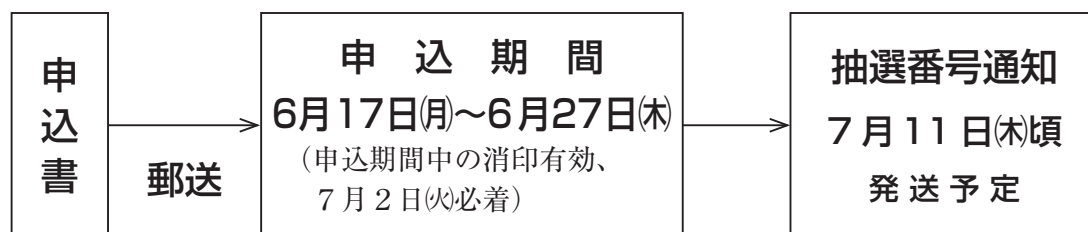
※1 7階の部屋から順に抽選しますので、部屋の選択をすることはできません。

[illegible]

■ 申込みから入居まで

今回の募集に関する申込みから入居までの日程は次のようになります。

1 申込みから抽選まで

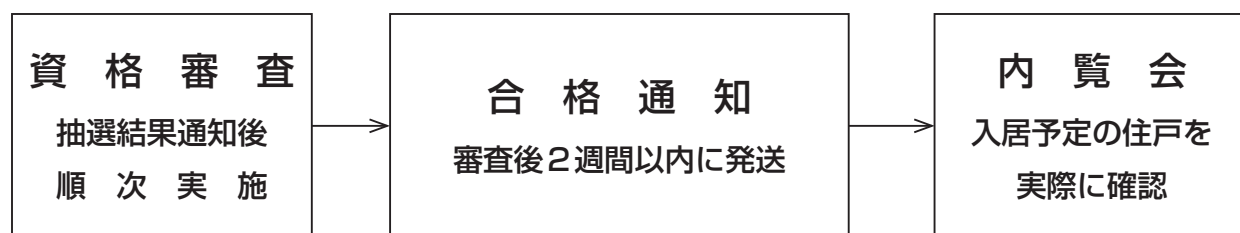


★ハガキの2か所に63円切手を貼り、所定の封筒に申込書を入れ84円切手を貼って、郵送してください。

★申込み後、住所が変わった場合は、住宅課にご連絡ください。

★切手の貼っていないもの、不足しているものは、抽選番号の通知ができません。

2 資格審査から入居まで



★内覧会時の住戸は清掃・修繕済みとなるため、追加清掃・修繕等はいりません。現状のままの引き渡しとなります。

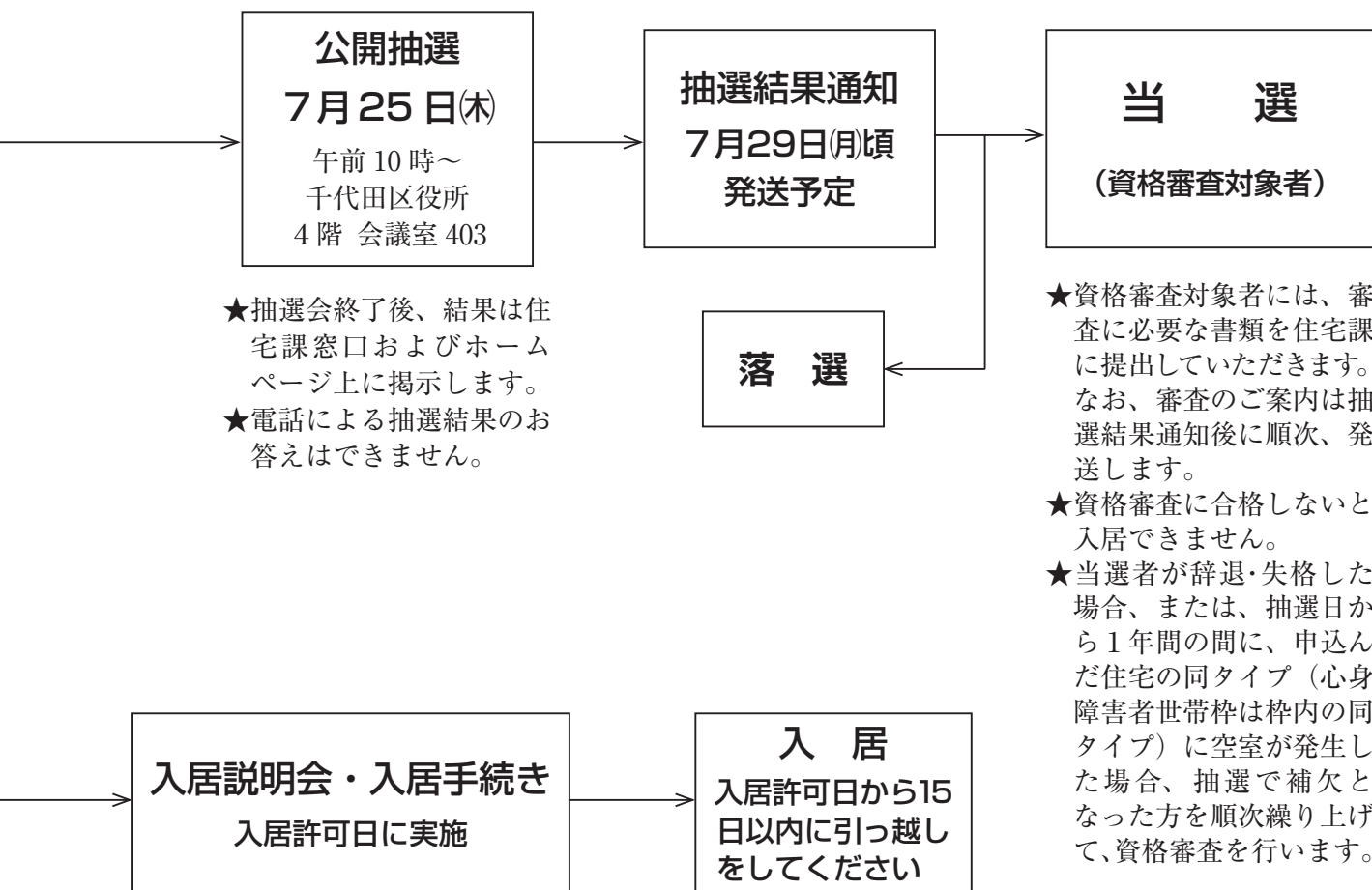
★提出された書類は、募集事務以外の目的で使用いたしません。

★提出された書類はお返しできません。控えが必要な場合は、あらかじめコピーを取っておいてください。

入居説明会

入居説明会では、

- (1) 入居・引越しのスケジュールの説明
- (2) 入居手続きについての詳しい説明
- (3) 入居後の住まい方、その他の注意事項の説明を行います。



入居は令和 6 年 10 月頃予定

入居手続き

- (1) 入居手続きまでに、住宅保証金として住宅使用料の3か月分を納めていただきます。
- (2) 入居にあたり、所定の誓約書等を提出していただきます。

■ 区営高齢者住宅申込資格（単身用）

申込みのできる方は、申込日現在、次の①～⑧のすべてに当てはまる必要があります。

① 65 歳以上の単身者であること

- (1) 申込者は、65歳以上（昭和34年6月28日以前の生まれ）の単身者（現に同居している親族がいない人）であること。
※単身者とは、配偶者、内縁関係の方、婚約者、パートナーシップ関係の相手方がいない方をいいます。
- (2) 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。
※夫婦、パートナーシップ関係の相手方が別居する申込みはできません。

② 千代田区内に1年以上居住していること

申込者は、令和5年6月28日以前から千代田区内に引き続き1年以上居住しており、そのことが住民票で証明できること（外国人については在留資格が確認できること）。

③ 所得が定められた基準の範囲内であること

申込者の所得金額が、所得基準の範囲内であること

所得金額 0円～2,568,000円

- ☆ 申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者1人につき38万円ずつ加算してください。
- ☆ 所得の計算方法等については11～17ページをご覧ください。

④ 住宅に困っていること

- 1 原則として自家所有者（住宅または土地の所有者）は申し込めません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。
 - (1) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、高齢者住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
→入居手続きの時までに取りこわしの契約書等で確認します。
 - (2) 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。
→入居手続きの時までに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。
- 2 現に単身用の住宅（区営住宅・区営高齢者住宅・都営住宅・都営シルバーピア住宅に限る）に入居している方は申し込みできません。

⑤ 申込者が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

⑥ 住民税を滞納していないこと

⑦ 7 ページの特記事項を遵守できること

⑧ 独立して日常生活を営むことができること

■ 特記事項

下記のことについては、あらかじめご承知おきください。

- ① 特に理由がなく入居日を延期することおよび住宅保証金を入居許可日までに入金できない場合は、資格審査合格者となっても失格となる場合があります。
- ② 区営住宅は、居住以外の目的（営業等）に使用することを禁止しています。
- ③ ペット（犬や猫、小鳥等）は、共同住宅のため飼育できません。入居後ペットを飼育していることが判明した場合は、退去していただきます。
- ④ 石油ストーブ、簡易ガスコンロなどは使用できません。
- ⑤ 洗濯物や布団をベランダの手すりにかけて干すことはできません。
- ⑥ 入居後、各住宅の自治会組織に加入していただきます。
- ⑦ 入居後、入居者の負担で火災保険（個人賠償責任担保特約および借家人賠償責任担保特約付損害保険）になるべく加入していただきます。
- ⑧ 区営住宅には、駐車場・オートバイ駐輪場はありません（西神田住宅を除く）。
- ⑨ 建物管理上、居室内に立ち入る場合があります。

高齢者住宅とは

ひとり暮らし高齢者の方などのうち、住宅にお困りの方が、在宅福祉サービスを受けることにより、自立して安全で快適な日常生活が送れるように配慮された集合住宅です。

- ① この住宅には、手すりや緊急通報の装置などの高齢者に配慮した設備を設けるとともに、団らん室などの入居者の利便施設も併設されています。
- ② 入居者の安否の確認や緊急時の対応、日常生活の相談、関係機関への連絡、情報提供などのために生活協力員を配置しています。

■ 優 遇 資 格

『優遇』区分に申込みできる方は、下記の『優遇』事項に当てはまる方です。『優遇1から3』に該当する方は、『一般』抽選の方より、当選確率が3倍に増えます。また、落選回数による『優遇』のうち、『優遇4』に該当する方は、当選確率が『一般』の方は2倍、『優遇1から3』の方は4倍に増えます。『優遇5』に該当する方は、当選確率が『一般』の方は3倍、『優遇1から3』の方は5倍に増えます。

『優遇』事項をまちがえないよう内容を確認のうえ、申込書の申込区分欄の該当箇所に必ず○印をしてください。下記の『優遇』事項に該当しない方、申込区分に記入のない場合は、すべて『一般』となります。

なお、当選後の調査等で『優遇』資格に該当していないことが判明した場合は、『失格』になります。

【区営高齢者住宅・単身用】

※優遇資格1～3に該当する方は、申込書うら面に記入してください。

優遇1 現在、住んでいる住宅を1年以内に立ち退くよう求められていること。
(親族による立ち退き要求は除きます。)

優遇2 民間賃貸住宅等に住んでいて、住戸面積が1人世帯25㎡未満であり、次の①～⑦の項目に2つ以上該当すること。

※社宅、寮、親族の家に間借りしている場合は対象外です。

- ① 建築後40年以上経過している。
- ② 倉庫など住宅以外の建物に住んでいる。
- ③ 台所が他の住戸と共同である。
- ④ トイレが他の住戸と共同である。
- ⑤ 風呂が住戸内にない。
- ⑥ エレベーターがない住宅の3階以上に居住している。
- ⑦ 建物の構造が高齢者の居住に適していない。

※⑦の建物の構造が高齢者の居住に適していない例

- ・階段の上り下りが急
- ・部屋の中に大きな段差がある
- ・廊下が狭い など

※審査の際、確認に行く場合があります。

優遇3 申込者が、高齢者住宅に居住することにより、生活の安全性および快適性が著しく向上すると認められる、身体的障害のある方。

【落選回数による優遇】

落選回数は、申込者が過去に申込者として落選した数です。申込者が、同居家族として過去に申込みした場合や、今回の申込みで同居家族が過去に申込者として落選した数は含まれません。

また、当選や補欠繰上後の入居審査において、失格または入居を辞退した場合は、それまでの落選回数は無効となります。

優遇 4 平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、5回以上落選した方。

資格審査時に、落選回数が5回以上であることが住宅課で確認できる方。

優遇 5 平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、10回以上落選した方。

資格審査時に、落選回数が10回以上であることが住宅課で確認できる方。

落選回数による優遇のみ他の『優遇』と重複して選択することが可能です。

(区民住宅の募集に伴う落選回数は除きます。)

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

★ 世帯の所得を確認してください。

■ 所得金額の計算方法

まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。

12～13ページをご覧ください

14ページをご覧ください

15ページをご覧ください

★所得としないもの

- ① 次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助費等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方の所得は0円とします。
ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。

★所得としないことができるもの

申込日現在は収入があっても、申込日以降、令和6年8月末までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、所得を0円とすることができます（申込書に退職予定年月日をご記入ください）。

■ 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト等）

現在の勤め先に就職した日が

令和5年1月1日以前の方

令和5年1月2日以降の方

現在の勤め先でのあなたの月別収入を記入してください。

次の(1)(2)(3)から当てはまるケースを選び、収入を計算します。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
年 月		
合計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和5年1月2日から令和5年6月1日までの方
(令和5年6月から令和6年5月までの合計となります。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和5年6月2日以降の方

就職した翌月から令和6年5月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。
それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍してください。

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	総 所 得
総収入 円	円

下段で計算した
「区営住宅の所得金額」
を記入してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算した後、所得金額に換算してください。

◎総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、総収入額を所得金額に換算してください。

総収入額が、

(1) 0円～1,628,000円未満の方

(2) 1,628,000円～6,600,000円未満の方→4で割って1,000円未満を端数整理します。

〔例〕総収入額が2,386,998円の場合

$$\frac{\boxed{\text{収入額}}}{2,386,998 \text{ 円}} \div 4 = \boxed{596,749.5} \quad 1,000 \text{ 円未満切捨} \Rightarrow \boxed{\text{端数整理後の額}} = 596,000 \text{ 円}$$

(3) 6,600,000円～8,500,000円未満の方

《源泉徴収票の交付を受けた方》

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は居 所	氏 名	(受給者番号)
	東京都千代田区九段南 1-2-1 千代田荘 101号室	(フリガナ) チョダ タロウ 千代田 太郎	
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与 賞与	百万 千 円 2,869,998	百万 千 円 1,488,800	百万 千 円
控除対象配偶者 の有無等	配偶者特別 控除の額	扶養親族の人数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)
有 無 従 属	千 円	特 定 老 人 其 他 特 別 其 他	社会保険料 等の金額
			生命保険料 等の金額
			損害保険料 の控除額
			住宅取得等 特別控除額
(摘要)			配偶者の合計所得 千 円
			個人年金保険料の金額 千 円

●この金額が所得金額です。

年 収 額	
総 収 入	総 所 得
円	円

申 込 書
(あなたの所得について)の欄

下段で計算した
「区営住宅の所得金額」を
記入してください。

《源泉徴収票の交付を受けていない方》

(令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。)
(次に下段の計算式で、総収入額を所得金額に換算します。)

総収入額を所得金額に換算する計算式

総収入額	所得金額	区営住宅の所得金額
551,000 円未満	所得金額は 0 円	所得金額は 0 円
551,000 円以上 1,619,000 円未満	12 か月分の収入額 - 550,000 円	所得金額 - 100,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	所得金額は 1,069,000 円	所得金額 - 100,000 円 (969,000 円)
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	所得金額は 1,070,000 円	所得金額 - 100,000 円 (970,000 円)
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	所得金額は 1,072,000 円	所得金額 - 100,000 円 (972,000 円)
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	所得金額は 1,074,000 円	所得金額 - 100,000 円 (974,000 円)
1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	端数整理後の額 (円) × 2.4 + 100,000 円	所得金額 - 100,000 円
1,804,000 円以上 3,604,000 円未満	端数整理後の額 (円) × 2.8 - 80,000 円	
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	端数整理後の額 (円) × 3.2 - 440,000 円	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	総収入額 × 0.9 - 1,100,000 円	

前ページ上段で計算
した総収入額

申 込 書 (あなたの所得について)の欄	
年 収 額	
総 収 入	総 所 得
円	円

計算結果 (区営住宅の
所得金額) を申込書の
所得欄に記入します。

■ 事業等所得の方（自営業・外交員等）

※給与所得の方でも、確定申告をされている方は、こちらをご参照ください。

① 現在の仕事を始めた日が 令和5年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和5年分の所得税の確定申告書

第一表

所得金額	事業等	①		1	4	8	8	8	0	0
	業	②								
	農	③								
	業	④								
	不動産	⑤								
	利子	⑥								
	配当	⑦								
	給与	⑧								
	雑	⑨								
	総合譲渡・一時 ⑦+(③+④)×½	⑩								
	合計	⑪		1	4	8	8	8	0	0

第二表 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
千代田太郎	子	12月	800,000
氏名			
氏名			
氏名			
43 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

申込書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	総 収 入	総 所 得
円	円	円

合計から総合譲渡・一時の所得金額を差し引いた金額が所得金額となります。

※ 妻や子どもを事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を12～13ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

(2) 確定申告をしていない方 令和5年1月から令和5年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が 令和5年1月2日以降の方

○ 次の(1)(2)から当てはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。
(収入金額－必要経費＝所得金額です)

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合 計			

- (1) 現在の仕事を始めた日が令和5年1月2日から令和5年6月1日までの方
(令和5年6月から令和6年5月までの合計となります。)

推定所得金額

- (2) 現在の仕事を始めた日が令和5年6月2日以降の方

現在の仕事を始めた翌月から令和6年5月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。

所得金額合計

営業した月数

× 12 =

推定所得金額

申込書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	総 収 入	総 所 得
円	円	円

※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

■ 年金を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、受給した金額ではありません。

※ 令和5年1月から令和5年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 令和4年12月以前から年金を受けている方

「令和5年分公的年金の源泉徴収票」などで支払金額欄を確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

「源泉徴収票」の場合

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者		住所又は居所		氏名		生年月日		明治 大正 年	
区分		支払金額		源泉					
所得税法第203条の3第1号適用分		千円		円					
所得税法第203条の3第2号適用分									
所得税法第203条の3第3号適用分									
所得税法第203条の3第4号適用分									
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数	
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別
						人	人	人	人
源泉控除対象配偶者		源泉控除対象扶養親族							
(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	氏名

申込書
(あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

下段で計算した「区営住宅の所得金額」を記入してください。

② 令和5年1月以降に年金を受け始めた方、年金の受給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

◎年金収入を所得に換算する計算

下表の計算式で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所得金額	区営住宅の所得金額
65歳以上 (昭和34年6月28日以前生まれ)	1,100,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円	所得金額 - 100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	所得金額 - 100,000円
65歳未満 (昭和34年6月29日以降生まれ)	600,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額 - 600,000円	所得金額 - 100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	所得金額 - 100,000円

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※「年金収入額」4,100,000円以上の場合、お問い合わせください。

注) 年金のほかに収入がある方はそれぞれ所得を計算し、2段書きにしてください。

例

申込書の年収額欄	
年 収 額	
総収入	総所得
給与〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
年金〇〇〇〇	〇〇〇〇

■ 所得基準

1. あなたの世帯の所得基準上の家族数

所得 基準上 の 家族数	=	① 申込者 本人	+	② 同居 家族数	+	③ 入居しないが申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養）	=	④
		1 人		0 人		人		人

【注】 出産する予定であっても申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数に含めることはできません。

※入居者数（18 ページ参照）は、実際に区営住宅に入ろうとする人数（①+②の合計）であり、遠隔地扶養（③）は含みません。

2. あなたの世帯の所得金額の計算

17 ページの「特別控除」および 11 ～ 15 ページを参考に計算してください。

世帯の所得金額		-	特別控除額	=	⑤ 世帯の所得金額
本人の所得金額	家族の所得金額				
円	0 円		円		円

3. 所得基準表

（複数人を対象とする基準額を記載していますが、あくまで単身用住宅に入居できるのは1人のみです。）

家族数 (上記④の人数)	所得金額（上記⑤の金額）
単 身	0 円 ～ 2,568,000 円
2 人	0 円 ～ 2,948,000 円
3 人	0 円 ～ 3,328,000 円
4 人	0 円 ～ 3,708,000 円

※ 遠隔地扶養親族含む家族数が5人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

■ 特 別 控 除 ※該当の方は必ず差し引くこと

次の「控除の種類」に当てはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

特別控除を受ける場合は、控除金額を差し引いてから、16 ページの所得基準表に当てはめてください。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの

控 除 の 種 類	特別控除金 額	特 別 控 除 を 受 け ら れ る 人	備 考
㊦障 害 者 控 除	1 人につき 27 万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3 度・4 度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2 級・3 級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3 級～6 級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4 項症～第2 目症の人 5 65 歳以上の人で1・3 と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	㊦の特別障害者控除を受ける人は、㊦の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊥特 別 障 害 者 控 除	1 人につき 40 万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1 度・2 度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1 級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1 級・2 級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3 項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65 歳以上の人で1・3 と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
㊧老人扶養控 除 等	1 人につき 10 万円	所得税法上の扶養親族で 70 歳以上の人	
㊨特定扶養控 除	1 人につき 25 万円	所得税法上の扶養親族で 16 歳以上 23 歳未満の人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

ただし、その人の所得金額が特別控除金額より少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

④寡 婦 控 除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。)
㊤ひとり親控 除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦(寡夫)控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・「㊤ひとり親控除」に該当する方は、「④寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

特別控除金額の合計

万円

⇨ 16 ページの特別控除金額欄へ

- ※ 表中の16歳以上23歳未満の人とは平成13年6月19日～平成20年6月28日生まれの人
- ※ 表中の65歳以上の人とは昭和34年6月28日以前生まれの人
- ※ 表中の70歳以上の人とは昭和29年6月28日以前生まれの人

申込む住宅を選んでください。

■ 申込区分・使用料等

今回募集するあき家住宅の申込区分・住宅使用料等は次のとおりです。

※ 申込区分の「優遇」の内容は、8～9ページの優遇資格をご覧ください。

区分	申込 番号	申込 区分	住 宅 名	入居 者数	住 戸 タイプ	専有 面積 (㎡)	募集 戸数	使 用 料 共 益 費 (円 / 月)
区 営 高齢者 住 宅 (単身用)	1	一般	淡路町高齢者住宅 【7・9・11階】 ※	1人	1DK	34.05 (7階)	1戸	21,000 ～ 41,200 共益費 4,000
		優遇						
		一般				33.83 (9・11階)	3戸	20,900 ～ 41,000 共益費 4,000
		優遇						

※ 7階の部屋から順に抽選しますので、部屋の選択をすることはできません。

(使用料)

住宅使用料については、毎年6月ごろ、収入報告書を提出していただきます。その報告書を基に、法令による算出方法で翌年4月から翌々年3月までの使用料を計算し、お知らせします。住宅使用料は、毎月月末にご指定の口座から引き落としさせていただきます。

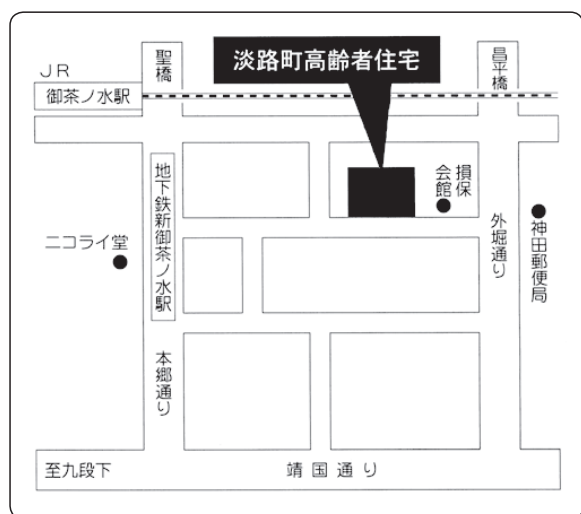
(住宅保証金)

1. 住宅使用料の3か月分を入居手続きの時までに納入していただきます。
2. お預かりした住宅保証金は、住宅返還（退去）の際、未納の使用料や入居者負担の修繕経費を差し引いてお返しいたします（利子はありません）。

(共益費)

住宅共用部分の電気・水道料金、廊下・階段・排水管の清掃費等は入居者の負担となります。

■ 住宅の所在地・住宅概要（淡路町高齢者住宅）



所在地 千代田区神田淡路町二丁目9番地9

交通 地下鉄 新御茶ノ水駅 徒歩5分

地下鉄 淡路町駅 徒歩5分

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造

規模 地上13階

（住宅5～13階部分）

竣工 平成16年1月

〔併設施設〕

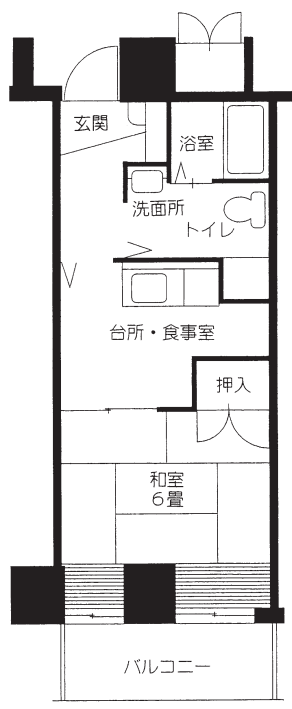
RAKU SPA 1010

相談室・談らん室

※ テレビ電波（通常の地上波放送）の配信はCATVにより行われます。また、BS・CS放送等をご覧になりたい場合は、別途CATV会社と契約（有料）していただくこととなります。ベランダにパラボラアンテナ等を設置して、個別に契約することはできません。

なお、CATVによる衛星放送の受信では、ハイビジョンやBモードには対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。

■ 間 取 り



1DK (7階)
(34.05㎡)



1DK (9・11階)
(33.83㎡)



1DK (11階)
(33.83㎡)

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

家庭でできる省エネ対策

千代田区環境政策課より、家庭でできる省エネ対策についてご紹介します。

1. 「ちよだ環境カレンダー」巻末にある「環境家計簿」を活用しましょう。

「環境家計簿」を作成し、普段の生活を見直してみましょう。「環境家計簿」は、環境政策課へ提出いただくと取組み期間やCO₂削減量（前年比）に応じて、もれなくお好きなエコグッズを差し上げます。

ステップ1



「身近な省エネ」に取り組む。

ステップ2



電気・ガス・水道のエネルギー使用量を記録する。

ステップ3



環境家計簿を千代田区役所に提出する。



写真は「2015 ちよだ環境カレンダー」です。

2. 家庭でできる省エネ対策いろいろ



電気はこまめに消しましょう。LED 電球へ買い替えることもエコですね。



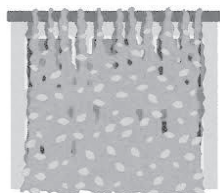
蛇口はこまめに閉めましょう。



一緒に調理できるものは同時に加熱しましょう。



皿などの汚れは拭き取ってから洗いましょう。



ゴーヤなどを育て緑のカーテンでエアコンの設定温度をおさえましょう。



夏に、お風呂の残り湯や貯めた雨水を使って打ち水をしましょう。

千代田区は、平成 21 年 1 月に地球温暖化対策に積極的に取り組む都市として、国から「環境モデル都市」に選定されました。

身近でできることから環境に配慮した行動に取り組んでみましょう。



■ 申込書の書き方（太線内だけを書いてください）

申込（優遇）区分については当てはまるものを○で囲んでください。記入がない場合は、すべて一般となります。（8ページ参照）

令和6年6月 区営高齢者住宅（あき家）使用申込書

令和6年 月 日
千代田区長 殿

※申込み資格の確認ができない
申込書は無効となります。

抽選番号

△記入しないでください。

私は、千代田区営住宅を使用したいので、申し込みます。
なお、申込みのしおり記載の区営住宅申込資格を確認しました。申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用予定者の決定を取り消されても異議がないことを誓約いたします。
また、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

申込 番号	1
----------	---

区営高齢者住宅（単身用）
1 淡路町高齢者住宅（1DK）
（7・9・11階）

申込 区分	一 般	優 遇		
		1	2	3
		立ち退き 要 求	住宅状況	身体的 障 害

落選者優遇に該当する方は
下記も○で囲んでください。

落選者 優 遇	4	5
	5回以上 落 選	10回以上 落 選

（他の優遇と重複可）
【しおり P.9 参照】

●太線内を必ず記入してください。

○で囲んでください。△【しおり P.8 参照】

申 込 者	郵便番号	—	自宅 電話	—	日中の連絡先 (携帯電話・勤務先等)	—
	現住所	千代田区				
	フリガナ					
	氏 名			生 年 月 日	大正 昭和 平成 西暦 年 月 日生	
	入居予定者数 (申込者本人を含む)	1 人	千代田区内居住年数	年	申込者の年齢	満 歳
心身障害者世帯枠に申 込をする方は、右の 欄を記入してください。 (今回の募集はありません。)		心身障害者の方の氏名		手 帳 の 種 類		
				1 身体障害者手帳(級) 2 愛の手帳(度) 3 精神障害者保健福祉手帳(級) 4 戦傷病者手帳(款症) 5 障害福祉サービス受給者証		

住 宅 に 入 ろ う と す る 人 ・ 所 得 等								
氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	職 業	年 収 額		勤務先・学校等の名称 電話番号	
					種別	総 収 入		総 所 得
(フリガナ)					給与	円	円	名称 電話
1 申 込 者	本人	男・女			事業等	円	円	名称 電話
					年金	円	円	
合 計						円	円	遠隔地扶養 人

あなたの世帯で特別控除を受ける人がある場合には、下欄に記入してください（障害者は障害の程度も記入）。【しおり P.17 参照】

氏 名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡 婦	ひとり親	障害者または特別障害者	障 害 の 程 度
						級 度
						級 度

年間所得金額（特別控除後）	収入認定世帯人数
	人

◎あなたが住宅を必要としている事情などを申告する欄がありますので、裏面も必ず記入してください。

△記入しないで
ください。

※なお、申込書は返却いたしません。

外国人の方で、
通称名がある場
合は併記してく
ださい。

令和6年8月末
までに退職する
ことが確定して
おり、退職後無職
・無収入になる
方は、「○年○月
退職予定」と記入
してください。

申込書について
いるハガキには必
ず63円切手を貼
ってください。

（切手が貼ってあ
りませんと抽選
番号、抽選結果
等の通知ができ
ません。）

63
円
切
手

（2か所）

17ページの特別控除に当てはまる方がいる
場合は、必ず記入してください。障害者の場合
には、氏名のほかに障害の程度（○級または判
定○度）も記入してください。

平成10年4月以降の区営住宅また
は高齢者住宅の募集に応募し、5回以
上または10回以上落選された方は○
で囲んでください。（9ページ参照）

※記載内容確認のために問い合わせをする場合があります。

申込者への連絡が繋がらない場合には、その申込書を無効扱い、
もしくは、一部記入無しとして申込内容の審査を行います。

○ あなたの住宅について、お書きください。	
(1) 現在あなたの住宅に住んでいる人の人数 _____人	(5) あなた(申込者)は、土地または建物を所有している。 ア. 所有していない イ. 所有している(土地・建物) ※所有者は原則として申込むことができません。
(2) 住宅の種類 ア. 自分の持家 イ. 親族の家 ウ. 戸建の借家 エ. 賃貸マンション オ. 賃貸アパート カ. 社宅・寮 キ. UR 賃貸・公社 ク. 区民・都民住宅 ケ. 区立・区営住宅 コ. 都営住宅 サ. その他 ()	(6) 住宅に困っている理由 ア. 家賃が高い イ. 環境が悪い ウ. 住宅が狭い エ. 設備が不十分 オ. 災害の危険がある。 カ. 立ち退きの要求を受けている。 キ. 住宅が老朽化している。 ク. 他の世帯と同居している。 ケ. 結婚するため。 コ. その他(具体的に書いてください。)
(3) 住宅の規模 (_____ m ²) _____ K・DK・LDK ※1K、2DK等と書いてください。	[]
(4) 家賃(管理費、共益費等を除く) 月額 _____ 円	

必ず記入してください。

現在のあなたの収入を確かめてください。

1. 申込者の収入について記入してください。

収入のある人の氏名	収 入 の 種 類 (2つ以上の場合は該当するもの全部)
	ア. 給与 イ. 事業所得 ウ. 年金 エ. その他 ()

2. 申込者に収入がない場合に記入してください。

ア. 生活保護を受けている。 イ. 失業中である。 ウ. 仕送りなどで生活している。 エ. その他(具体的に書いてください。)
[]

申込区分の「優遇資格(8ページ)の1～3」に該当する方は、以下の欄にも申告してください。

高 齢 者 住 宅	要 立 ち 退 き	条件 現在、住んでいる住宅を1年以内に立ち退くよう求められている。 立ち退き期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 立ち退き理由 ア. 取り壊し イ. 契約更新の拒絶 ウ. その他 ()
	住 宅 状 況	条件 (1)と(2)の両方に該当する。 (1) 住戸面積が、1人世帯 25m ² 未満、2人世帯 30m ² 未満、3人世帯 40m ² 未満、4人世帯 50m ² 未満、5人世帯 57m ² 未満である。 (2) 次のア～キの事項に2個以上該当する状態である。 ア. 建築後40年以上経過している。 イ. 倉庫など住宅以外の建物に住んでいる。 ウ. 台所が他の住戸と共同である。 エ. トイレが他の住戸と共同である。 オ. 風呂が住戸内にない。 カ. エレベーターがない住宅の3階以上に居住している。 キ. 建物の構造が高齢者の居住に適していない。 (理由)
	身 体 障 害 者	条件 高齢者住宅に入居することにより、生活の安全性及び快適性が著しく向上すると認められる、身体的障害のある方 (1) 高齢者住宅に入居しようとする方の身体的障害の状況 ア. 障害のある方はどなたですか。() イ. 障害の程度は _____ 第 _____ 級(障害の部位: _____) ウ. 車椅子・補装具は ① 使用している(種類 _____) ② 使用していない (2) あなたの世帯の今の生活 ア. 買物などの外の用事は ① 私自身で行っている ② () イ. 身の回りのことは ① 私自身で行っている ② ()

※「優遇抽選」を申告された方には、当選後調査させていただきます。

なお、当選後の調査で優遇資格に該当していない場合は、失格になりますので十分ご注意ください。

こんなときには…

1 「申込み後、住所が変わってしまった！」

- ・最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号（返信はがき）の通知を受け取れるようにしてください。

2 「当選者・補欠者となった後に住所が変わってしまった！」

- ①申込者名 ②申込番号 ③抽選番号 ④旧（申込時の）住所 ⑤新（現）住所
⑥電話番号 を連絡してください。

3 「抽選番号の通知が送られてこない！」

- ・切手の貼り忘れ、宛先不明などがあると抽選番号等を通知できませんが、申込書に不備がなければ抽選はいたします。→間違いなく切手を貼ってある方は抽選結果の通知をお待ちください（マンション名等の記入漏れにご注意を）。

4 「抽選結果も送られてこない！」

- ・下記へお問い合わせください。

【連絡先】千代田区 環境まちづくり部 住宅課
電話 (03) 5211 - 3607 (直通)